

## 社会保障・税番号制度について

### 1 社会保障・税番号制度について

#### (1) 社会保障・税番号制度の趣旨について（概要資料P.1～2）

##### ① 公平・公正な社会の実現

行政機関等が、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができる。

##### ② 行政の効率化

ア 行政機関等で、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減できる。

イ 複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減できる。

##### ③ 国民の利便性の向上

ア 添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減される。

イ 行政機関等が保有している自分の情報を確認することや行政機関等から様々なサービスのお知らせを受け取ることができる。

#### (2) 社会保障・税番号制度の概要について（概要資料P.3）

##### ① 個人番号（マイナンバー）について（概要資料P.4）

##### ② 個人番号カードについて（概要資料P.5～6）

ア 券面事項（顔写真付きの身分証明書）

イ 公的個人認証（電子証明書）

ウ ICチップ（アプリ）

##### ③ 個人番号の利用及び情報連携について（概要資料P.7～9）

ア 個人番号の利用

イ 外部行政機関等との情報連携

##### ④ 個人情報の保護について（概要資料P.10～16）

ア 制度面における保護措置

本人確認によるなりすまし防止

第三者機関である特定個人情報保護委員会を新設し、監視・監督

特定個人情報保護評価

罰則の強化

マイナポータルによる情報提供等記録の確認 等

イ システム面における保護措置

個人情報を一元的に管理せず、従来どおり分散管理を実施

システムにアクセスできる者の制限・管理を実施 等

- ⑤ 民間事業者における取扱いについて（概要資料P.17～19）
- ⑥ 法人番号について（概要資料P.4）

(3) 社会保障・税番号制度のスケジュールについて（概要資料P.20）

- ① 平成27年10月から（施行日は、平成27年10月5日）  
市区町村長は、全住民に個人番号を付番し、通知カードにより通知
  
- ② 平成28年1月から（施行日は、平成28年1月1日）
  - ア 申請者に、個人番号カードの交付開始
  - イ 個人番号の利用開始  
番号法に規定された社会保障・税・災害対策分野の手続で個人番号の利用が始まる。
  
- ③ 平成29年1月から（施行日を定める政令は未公布）
  - ア 国の行政機関の間で、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が開始する。
  - イ マイナポータル運用開始  
国が、マイナポータルを開設し、順次サービスを開始する。
  
- ④ 平成29年7月から（施行日を定める政令は未公布）  
地方公共団体を含む行政機関等の中で、情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が開始する。

## 2 東大和市における社会保障・税番号制度への対応について

### (1) 個人番号の利用について

市においては、平成28年1月から、次の①及び②の事務において、個人番号が記載された申請書、届出書等の受理を行うこと、事務処理のために個人番号を活用して対象者情報を管理することなどの個人番号の利用を開始する。

#### ① 番号法に規定された事務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に規定された事務のうち、市において利用することが見込まれる主な事務は、次表のとおりである。

	主な事務
社会保障分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当法による児童手当の支給に関する事務</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）による自立支援給付の支給に関する事務</li> <li>・生活保護法による保護の決定、実施に関する事務</li> <li>・介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 等</li> </ul>
税分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税の賦課徴収に関する事務</li> </ul>
災害対策分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者台帳の作成に関する事務</li> </ul>

#### ② 市が独自に条例で定める事務

番号法の規定により、市民の利便性向上及び行政事務の効率化に資するため、社会保障、地方税又は防災に関する事務であって条例で定める事務において、個人番号を利用することができる。

平成28年1月からの利用に向けては、「(仮称) 東大和市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の制定が必要となる。

対象事務を精査しているところであるが、主な事務は、次表のとおりである。

	主な事務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東大和市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務</li> <li>・東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する事務</li> <li>・東大和市乳幼児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務 等</li> </ul>

(2) 外部行政機関等との情報連携

市では、平成29年7月から国の行政機関及び地方公共団体等と情報連携を開始し、(1)の①及び②の事務において、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な情報を入手することができる。

(3) 個人番号カードを活用した市独自サービスについて

個人番号カードを活用した市独自サービスとして、個人番号カードの公的個人認証機能を用いて、コンビニエンスストア等において住民票の写し、印鑑登録証明書等の証明書が取得できるサービスを開始する予定である。

(4) 市における特定個人情報の保護に関する取組について

① 東大和市個人情報保護条例の一部改正

番号法の趣旨に沿って、特定個人情報（個人番号を含む個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する規定を追加するため、東大和市個人情報保護条例の一部改正をする予定である。

② 特定個人情報保護評価について

市では、特定個人情報を取扱う事務のすべてに対して特定個人情報保護評価を実施する必要があると考え、国が策定した指針では評価の実施が義務付けられていない対象人数が1,000人未満の事務についても特定個人情報保護評価を実施することとしている。

(5) 市民等への影響について

① 市民への影響

ア 個人番号の通知

平成27年10月から、市では、市民全員に個人番号を通知カードにより通知する。住民票の世帯単位で住民票の住所地に簡易書留で郵送する。なお、通知カードの交付は無料であるが、再交付は有料である。

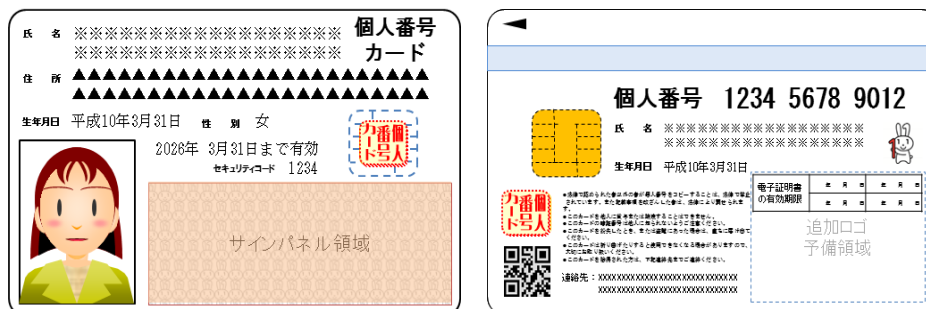
※ 通知カードのイメージ（紙製のカード）



## イ 個人番号カードの交付

平成28年1月から、市では、希望者に対して申請に基づき個人番号カードを無料で交付する。なお、再交付は有料である。

※ 個人番号カードのイメージ（プラスチック製のカード）



### 東大和市民における個人番号カードの活用事例

- ① 本人確認の際の公的な身分証明書として利用できる。
- ② コンビニエンスストア等で住民票の写し、印鑑登録証明書等の証明書が取得できる。
- ③ マイナポータルや行政手続の電子申請（e-Tax 等）へのログインに利用できる。

## ウ 本人確認の義務化

平成28年1月から、社会保障・税・災害対策分野において個人番号を記載した申請書等を提出する場合に、なりすまし防止のため、本人確認（個人番号の確認及び身元の確認）が義務付けられる。

個人番号カードの場合は、1枚で個人番号の確認及び身元の確認ができる。

## エ マイナポータル

平成29年1月から、マイナポータルを活用し、行政機関等との情報連携の記録や行政機関等が保有する自身の特定個人情報について確認することができるようになる。

## オ 添付書類の削減

平成29年1月から国の行政機関の間で、平成29年7月から地方公共団体を含む行政機関等との間で情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携が開始すると、添付書類が削減され、負担が軽減される。

② 民間事業者の影響について

ア 社会保障・税分野での手続

民間事業者は、従業員及びその扶養親族等から個人番号を収集し、申告書、申請書等に記載して税務署やハローワーク等へ提出する必要がある。

イ 安全管理

収集した従業員等の個人番号が漏えい等しないように番号法及び国のガイドラインに従い、適正な保管や社内研修の実施等の安全管理が義務付けられる。

3 社会保障・税番号制度の導入に伴い制定・改正が見込まれる条例について

(1) 東大和市個人情報保護条例の一部改正【平成27年第3回定例会に提案予定】

番号法の趣旨に沿って、特定個人情報の保護に関する規定を追加する。

(2) (仮称) 東大和市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(新設)【平成27年第4回定例会に提案予定】

市における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規定及び市が個人番号を独自に利用する事務を定める。

(3) その他の条例の一部改正

① 東大和市手数料条例【平成27年第3回定例会に提案予定】

通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定める改正を行う。

② 東大和市税条例【平成27年第3回定例会に提案予定】

申告すべき項目として個人・法人識別情報(氏名(名称)、住所等)が規定されている条文に「個人番号(法人番号)」を加える等の改正を行う。

③ 東大和市印鑑条例【平成27年第4回定例会に提案予定】

コンビニエンスストア等で印鑑登録証明書の交付ができるように所要の改正を行う。